

III 後期高齢者医療制度について (広域連合の設立)

広域連合の設立について

1. 後期高齢者医療制度における広域連合の設立に関する都道府県の役割

- 法案においては、後期高齢者医療制度については、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合が後期高齢者医療制度の運営を行うこととされている。
- また、法案においては、広域連合については、施行準備に要する期間を勘案し、平成18年度末日までに設立することとされており、設立期限までに、全市町村が加入する広域連合を設立するためには、都道府県による援助等が不可欠である。
- 国においては、広域連合の設立に関する都道府県の連絡調整等に要する費用及び市町村による広域連合の設立に要する経費について、財政支援を行う予定としており、都道府県においては、管下市町村の広域連合の設立に関し、格段のご支援、ご協力を賜るようお願いする。特に、後述する広域連合設立準備委員会の発足までは、都道府県の主導的役割が求められることを申し添える。

2. 広域連合の設立の手続き及び広域連合の設立に関する業務

(1) 法律の施行までのスケジュール（未定稿）

現在、法案を国会に提出しているところであり、今後のスケジュールは未定であるが、仮に今国会において法案が成立した場合には、別添1のようなスケジュールとなると見込まれる。

(2) 広域連合の設立までの手続き

① 広域連合の設立の準備

- 福岡県介護保険広域連合の設立の際には、設立準備委員会を設置して準備業務を行っている。この設立準備委員会については、会長、副会長、事務局等により構成され、委員会の下に、管内市町村の担当者をメンバーとする次の部会を設置し、準備業務が行われている（別添2参照）。

ア 総務部会

広域連合規約案の作成、総務関係の各種条例案の作成等

- イ 資格管理部会
被保険者資格管理、保険料賦課、保険料率の決定等
 - ウ 給付部会
現物給付の審査・支払い等
 - エ 認定部会
訪問調査の調整等
 - オ 電算部会
電算処理に関する事務
- 設立準備委員会事務局の人員については、10名程度の人数で立ち上げられている。上記の通り、今後のスケジュールについては未定であるが、仮に国会において法案が成立した場合には、市町村等において、必要な人員の確保が必要となる。
- ② 広域連合の設立の手続き
- 広域連合の設立の手続きは、以下の通りである。
- ア 広域連合規約案について、各市町村、市町村議会との事前調整
 - イ 広域連合規約案に関する市町村議会議決
 - ウ 市町村相互の正式協議
 - エ 都道府県知事への広域連合設立許可申請
 - オ 都道府県知事の許可・公表・総務大臣への報告
- 広域連合の規約案については、法案成立後に、厚生労働省においてモデル規約を示すこととしているが、現にある広域連合の規約は、別添3のとおりである。
- なお、広域連合の設立後には、組織、人事、給与等の条例・規則を制定する必要があるが、福岡県介護保険広域連合では、別添4の条例・規則を制定している。
- また、広域連合設立後の人員については、福岡県介護保険広域連合等の人員は、別添5のとおりである。
- ③ 電算処理事務
- 広域連合が保険料の賦課、給付に関する審査・支払い事務等を実施するためのシステムについては、20年4月の施行に向けての準備作業を勘案すると、19年度の早期には稼働させる必要がある。
- 広域連合におけるシステムに関するソフト開発については、厚生労働省において18年度予算案に計上しており、国において開発し各広域連合に配布する予定としている。

＜未定稿＞

法律施行までのスケジュール(案) 【今国会で法案が成立した場合】

※以下の内容については今後、変更する可能性がある

	地方議会の開催日程	広域連合の設立スケジュール
法律公布後直ちに		都道府県老人主管課長会議(於 厚生労働省) 市町村老人主管課長会議(於 各都道府県)
H18.9	9月議会	準備委員会設置 準備委員会事務局長会議(於 厚生労働省)
H18.12	12月議会	都道府県、市町村による規約の事前協議 市町村議会の議決 市町村の協議により規約を定める
H19.1		市町村から都道府県知事に対して申請 都道府県知事の設置許可
H19.2	2月議会	広域連合長選挙
H19.3		広域連合議会議員選挙 (市町村議会の間接選挙)
H19.4		
H19.5	6月議会	広域連合議会(関係条例の制定) 〔組織、人事、給与、財務等広域連合に係る 広域連合条例(約30~50本)の制定〕
H19.7		保険料設定の事前準備 〔市町村住基情報の整理 ・被保険者台帳の作成 ・所得情報の整理 ・医療費の見込み ・関係市町村との保険料設定に関する調整〕
H19.9	9月議会	
H19.11上旬		広域連合議会 (保険料条例制定) 保険料賦課決定、 特別徴収のために社会保険庁への情報提供
H20.3		
H20.4		施 行

福岡県介護保険広域連合設立準備委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、福岡県介護保険広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、介護保険事業を実施する広域連合を設立するために所要の検討、調整を行うことを目的とする。

(構成及び組織)

第3条 本会は、本連合に加入する市町村（以下「構成市町村」という。）をもって構成し、本会に委員会及び検討幹事会を設ける。

なお、本会への新規加入及び脱退は、委員会の承認により行うことができる。

(委員会)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、委員の互選によって選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。

4 委員は、市及び町村ごとに首長の互選によって首長の中から委員若干名づつを選出する。

5 役員の任期は、その属する市町村の長としての任期による。

6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。

(役員の職務)

第5条 会長は、本会を代表し、事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、会長が指名する市町村の福祉担当課長及び会長が委嘱する学識経験者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を及び副幹事長若干名を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。
- 4 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。
- 5 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、福岡県町村会事務局内に置く。
- 3 事務局は、構成市町村職員、県町村会職員及びその他職員をもって組織する。
- 4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。
- 5 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。
- 6 広域連合設立準備等に係る所要の検討・調整は、次の部会編成により行う。
 - ① 資格管理部会
 - ② 認定部会
 - ③ 給付部会
 - ④ 電算部会
 - ⑤ 総務部会
- 7 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(会計)

第8条 本会の運営に必要な経費は、福岡県町村会助成金、加入市の分担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は年度処理とし、福岡県町村会会計規程等に準じて行う。

(解散等)

第9条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。

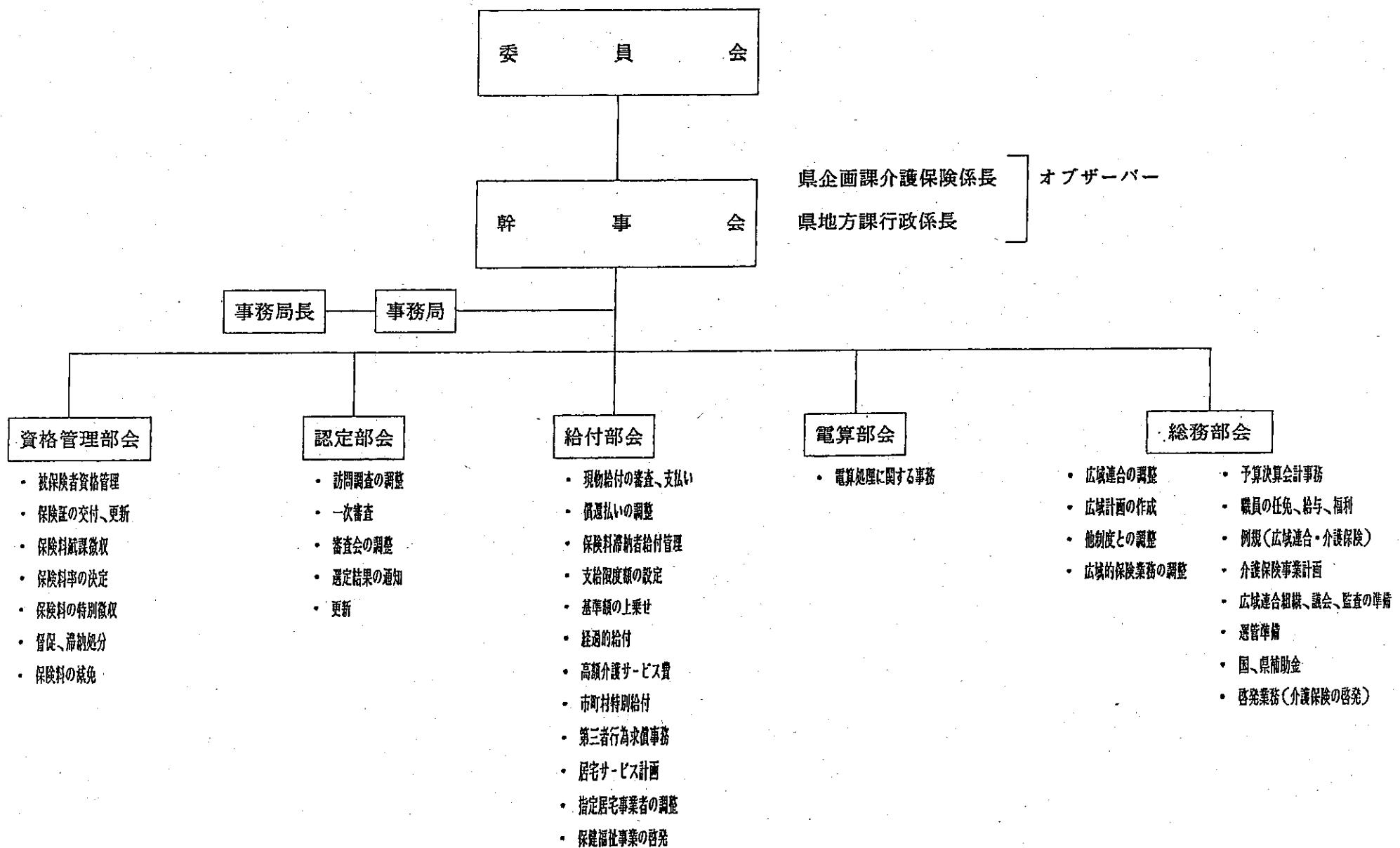
(その他)

第10条 この規約に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成10年11月5日から施行する。

福岡県介護保険広域連合設立準備委員会組織



広域連合規約対比表

	福岡介護保険広域連合	沖縄介護保険広域連合	大雪地区広域連合	空知中部広域連合	彩の国さいたま人づくり広域連合	こうち人づくり広域連合
広域連合の名称	第1条 この広域連合は、福岡県介護保険広域連合(以下「広域連合」という。)という。	第1条 この広域連合は、沖縄県介護保険広域連合(以下「広域連合」という。)	第1条 この広域連合は、大雪地区広域連合(以下「広域連合」という。)	第1条 この広域連合は、空知中部広域連合(以下「広域連合」という。)	第1条 この広域連合は、彩の国さいたま人づくり広域連合(以下「広域連合」という。)という。	第1条 この広域連合は、こうち人づくり広域連合(以下「広域連合」という。)
広域連合を組織する地方公共団体	第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。	第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。	第2条 広域連合は、東川町、美瑛町及び東神楽町(以下「関係町」という。)をもって組織する。	第2条 広域連合は、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。	第2条 広域連合は、埼玉県及び埼玉県内の全市町村(以下「構成団体」という。)をもって組織する。	第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村(以下「構成市町村」という。)をもって組織する。
広域連合の区域	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係町の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、関係市町の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、埼玉県の区域とする。	第3条 広域連合の区域は、高知県の区域とする。
広域連合の処理する事務	第4条 広域連合は、介護保険(平成9年法律第123号)に規定する市町村の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務 (3) 保険給付に関する事務 (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務 (5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 (6) その他介護保険制度の施行に関する事務	第4条 広域連合は、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する市町村の事務のうち、次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、別表第2の左欄に掲げる事務のうち、同表の右欄に掲げる事務については、関係市町村において行うものとする。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務 (3) 保険給付に関する事務 (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務 (5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 (6) その他介護保険制度の施行に関する事務 (7) 前各号に附帯する業務	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定に基づく介護保健事業に関する事務 (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。) (3) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく老人保健事業に関する事務(医療等に限る。) (4) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務 (5) 広域化の調査研究に関する事務	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 介護認定審査会の設置運営に関すること (2) 介護保険の事務に関すること (3) 介護予防対策事業に関すること (4) 広域医療推進に関すること (5) 国民健康保険事業に関すること(国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。) (6) 老人保健事業に関すること(医療等に限る。) (7) 広域化の調査研究に関すること (8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)により広域連合が処理することとされた指定訪問介護事業者、指定訪問入浴介護事業者、指定通所介護事業者及び指定居宅介護支援事業者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)の指定等に係る事務に関する事務	第4条 広域連合は、構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務(構成団体が自ら行うものを除く。)を処理する。	第4条 広域連合は、構成市町村の職員等の研修、人材交流、人材確保及び調査研究に関する事務(構成市町村が自ら行うものを除く。)を処理する。
広域連合の作成する広域計画の項目	第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。	第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。 (1) 職員の人材開発事業に関する事項 (2) 人材交流事業に関する事項 (3) 人材確保事業に関する事項	第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。 (1) 研修事業に関する事項 (2) 人材交流事業に関する事項 (3) 人材確保事業に関する事項	(別添3)

	(1) 介護保険事業の実施に関する事務について広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。	ものとする。 (1) 介護保険事業の実施に関する事務について広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。 (3) その他広域計画に関し必要な項目	(1) 介護保険法の規定に基づく介護保険事業に関する事務 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。） (3) 老人保健法の規定に基づく老人保健事業に関する事務（医療等に限る。） (4) 関係町がそれぞれ実施する、乳幼児医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、老人医療給付特別対策事業及び重度心身障害者医療給付事業に関する受託事務 (5) 広域化の調査研究に関する事務	(1) 介護認定審査会の設置運営に関する事務 (2) 介護保険の事務に関する事務 (3) 介護予防対策事業に関する事務 (4) 広域医療推進に関する事務 (5) 国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。） (6) 老人保健事業に関する事務（医療等に限る。） (7) 広域化の調査研究に関する事務 (8) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務に関する事務 (9) 保健・医療・福祉の総合的な調整に関する事務	すること。 (3) 職員の人材確保事業に関する事務 (4) 人材開発、確保等に関する調査研究に関する事務 (5) 前各号に掲げる事務についての連絡調整に関する事務。 (6) 広域計画の期間及び改定に関する事務。	(4) 調査研究事業に関する事務 (5) 前各号に掲げる事務についての連絡調整に関する事務。 (6) 広域計画の期間及び改定に関する事務。
広域連合の事務所	第6条 広域連合の事務所は、福岡市内に置く。	第6条 広域連合の事務所は、沖縄県中頭郡北谷町に置く。	第6条 広域連合の事務所は、北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号に置く。	第6条 広域連合の事務所は、北海道空知郡奈井江町字奈井江10番地28に置く。	第6条 広域連合の事務所は、さいたま市北区土呂町2丁目24番地1に置く。	第6条 広域連合の事務所は、高知市に置く。
広域連合の議会の組織	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、144人とする。	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、34人とする。	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、9人とする。	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、12人とする。	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。	第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、10人とする。 2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。 (1) 市長 1人 (2) 町村長 2人 (3) 市議会議員 3人 (4) 町村議会議員 4人
広域連合議員の選挙の方法	第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員、長及び助役のうちから、各関係市町村の議会において2人を選挙する。 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の議会においてこれを選挙する。 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	第8条 広域連合議員は、関係町の議会の議員のうちから、関係町の議会においてこれを選挙する。 2 関係町の議会における選挙において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ3人とする。 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員のうちから、関係市町の議会において選挙する。 2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ2人とする。 3 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例による。 4 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、構成団体の長（知事を除く。次条において同じ。）及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を、第1号にあっては埼玉県議会、第2号及び第4号にあっては各市議会、第3号及び第5号にあっては各町村議会において選挙する。 (1) 埼玉県議会議員 2人 (2) 市長 5人	第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦がなければならない。 (1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村（市に限る。）の長のうちその総数の4分の1以上の者又は構成市町村のすべての町村長を持って組織する団体 (2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村（町村に限

				やかに、これを選挙しなければならない。	(3) 町村長 5人 (4) 市議会議員 2人 (5) 町村議会議員 2人 2 埼玉県議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。 3 各市町村議会における選挙については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。 (1) 第1項第2号に掲げる者すべての市長をもって組織する団体又は構成団体（市に限る。）の長の総数の8分の1以上の者 (2) 第1項第3号に掲げる者すべての町村長をもって組織する団体又は構成団体（町村に限る。）の長の総数の8分の1以上の者 (3) 第1項第4号に掲げる者すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成団体（市に限る。）の議員の定数の総数の20分の1以上の者 (4) 第1項第5号に掲げる者すべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成団体（町村に限る。）の議員の定数の総数の20分の1以上の者 4 前項の選挙は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を當選人とする。	る。）の長のうちその総数の4分1以上の者又は構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体 (3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村（市に限る。）の議員のうちその定数の総数の20分1以上の者又は構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体 (4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村（町村に限る。）の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者又は構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあっては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあっては各町村議会において選挙するものとする。 3 広域連合議員の當選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。
広域連合議員の任期	第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員、長又は助役としての任期による。	第 9 条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。	第 9 条 広域連合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期による。	第 9 条 広域連合議員の任期は、構成団体の長又は議員としての任期による。	第 9 条 広域連合議員の任期は、構成市町村の長又は議員としての任期による。	2 広域連合議員が構成団体の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

					3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
広域連合の議会の議長及び副議長	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長 1 人を選挙する。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。	第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長 1 人を選挙する。 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。
広域連合の執行機関等の組織	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 1 人、助役及び収入役を置く。 2 広域連合長、副広域連合長、助役及び収入役は、広域連合議員と兼ねることができない。	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 3 人及び収入役 1 人を置く。	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 2 人及び収入役各 1 人を置く。ただし、条例で収入役を置かず広域連合長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 5 人及び助役を置く。	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 2 人及び収入役 1 人を置く。	第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 2 人及び収入役 1 人を置く。
広域連合の執行機関等の選任方法	第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選举する。 2 前項の選舉については、公職選舉法(昭和 25 年法律第 100 号)第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 68 条第 1 項並びに第 95 条の規定を準用する。 3 第 1 項の選舉は、第 15 条の選舉管理委員会が定める場所において行うものとする。 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。 5 助役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 6 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 7 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。	第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、第 15 条に規定する選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。 4 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の収入役のうちから選任する。 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 6 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の収入役のうちからこれを選任する。(前条ただし書きの規定を適用した場合を除く。)	第 12 条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町の長をもって充てる。 5 助役は、関係市町の助役のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。 6 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の収入役のうちからこれを選任する。	第 12 条 広域連合長は、構成団体の長が投票により、これを選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合には、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。	第 12 条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、当該構成市町村の長が投票により選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合には、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。	第 12 条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、当該構成市町村の長が投票により選挙する。 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難いときは、広域連合長が別に定めることができる。 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。 4 副広域連合長及び収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。

広域連合の執行機関等の任期	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。</p> <p>2 助役の任期は、4年とする。ただし、広域連合長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p> <p>3 収入役の任期は、4年とする。</p>	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。</p> <p>2 収入役の任期は、関係市町村の収入役としての任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。</p> <p>2 助役の任期は、関係市町村の助役としての任期による。</p> <p>3 収入役の任期は、関係市町村の収入役としての任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長、副広域連合長及び助役の任期は、それぞれの属する関係市町村の長及び助役としての任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長及び収入役の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。</p>	<p>第13条 広域連合長、副広域連合長及び収入役の任期は、4年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。</p>
副広域連合長等の職務			<p>第14条 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序により、その職務を代理する。</p> <p>2 助役は、広域連合長を補佐し、次条に規定する補助職員の担任する事務を監督する。</p> <p>3 収入役は、広域連合の出納その他の会計事務をつかさどる。</p>			
補助職員	<p>第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な吏員その他の職員を置く。</p>	<p>第15条 第11条に規定するもののほか、必要な吏員その他の職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、必要な吏員その他の職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、吏員その他の職員を置く。</p>	<p>第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、吏員その他の職員を置く。</p>
選挙管理委員会	<p>第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第16条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔なもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、広域連合の議会において選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>
公平委員会					<p>第16条 広域連合に、公平委員会を置く。</p> <p>2 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。</p> <p>3 公平委員会の委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p>	

				4 公平委員会の委員の任期は、4年とする。	
監査委員	<p>第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p>第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p>第 17 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。</p>	<p>第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。</p>	<p>第 17 条 広域連合に、監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、4 年とする。</p>
支部	<p>第 17 条 広域連合の事務を分掌させるため、支部を設ける。</p> <p>2 支部の名称、位置及び所管区域は、条例で定める。</p>				
広域連合の経費の支弁の方	<p>第 18 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び県の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 3 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び道の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は別表第のとおりとする。</p>	<p>第 18 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び道の支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他収入</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金は、広域連合の処理する事務に要する経費から同項 2 号から第 5 号までに掲げる収入を除いたものとし、その額は広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は別表のとおりとする。</p>	<p>第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) その他</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号に掲げる収入のうち構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、当該収入を第 1 項第 1 号に掲げる負担金の一部とみなして別表の負担割合により算出した金額から当該収入の金額を控除した額とする。</p>	<p>第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成市町村の負担金</p> <p>(2) 研修事業に対する構成市町村からの実費負担金</p> <p>(3) 県からの支出金</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) その他</p> <p>2 前項第 1 号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めた構成市町村の負担金の総額(以下「負担金総額」という。)から別表第 2 の負担割合により算出するもの</p>

						とする。 3 第1項第5号に規定する収入のうち負担金総額に充てるべき収入がある場合の構成市町村の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、当該収入を負担金総額の一部とみなして、当該負担金総額から当該収入を控除し、その額から別表第2の負担割合により算出するものとする。
補則	第19条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	第19条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	第19条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が別に定める。	第18条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	第19条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	第18条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。
共通経費の負担割合	均等割 5% 高齢者人口割 25% 人口割 50% 財政割 20%	均等割 10% 高齢者人口割 45% 人口割 45%	均等割 30% 人口割 70%	均等割 25% 高齢者人口割 50% 人口割 25%	県：1／2 市町村：1／2（均等割）	均等割 50% 人口割 50%

福岡県介護保険広域連合

第1編 総規

- 福岡県介護保険広域連合規約
- 福岡県介護保険広域連合の休日を定める条例
- 福岡県介護保険広域連合公告式条例

第2編 議会・選挙・監査

第1章 議会

- 福岡県介護保険広域連合議会の定例会条例
- 福岡県介護保険広域連合議会の定例会招集に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合議会会議規則
- 福岡県介護保険広域連合議会傍聴規則
- 福岡県介護保険広域連合議会公印規程

第2章 選挙

- 福岡県介護保険広域連合選挙管理委員会規程
- 福岡県介護保険広域連合選挙管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程
- 福岡県介護保険広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程
- 福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例施行規程

第3章 監査

- 福岡県介護保険広域連合監査委員条例
- 福岡県介護保険広域連合監査委員処務規程
- 福岡県介護保険広域連合監査委員が管理する公文書の開示等に関する規程
- 福岡県介護保険広域連合監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例施行規程

第4章 関係附属機関等

- 福岡県介護保険広域連合運営協議会条例
- 福岡県介護保険広域連合支部運営委員会条例
- 福岡県介護保険広域連合の支部連絡会規程
- 福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

第3編 組織・処務

第1章 組織

- 福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合課設置条例
- 福岡県介護保険広域連合本部の事務分掌規則
- 福岡県介護保険広域連合支部の事務分掌規則
- 福岡県介護保険広域連合本部及び支部の職員の職の設置に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合収入役の補助組織に関する規則

第2章 代決

- 福岡県介護保険広域連合長の職務代理者を定める規則
- 福岡県介護保険広域連合収入役の職務代理者を定める規則

第3章 処務

- 福岡県介護保険広域連合事務決裁規程
- 福岡県介護保険広域連合収入役事務専決規程
- 福岡県介護保険広域連合文書規程
- 福岡県介護保険広域連合公印規程

第4章 情報公開等

- 福岡県介護保険広域連合情報公開条例
- 福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例
- 福岡県介護保険広域連合情報公開審査会規則
- 広域連合長が管理する公文書の開示等に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会規則
- 広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例施行規則
- 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例施行規則
- 福岡県介護保険広域連合の要介護認定に係る個人情報の開示に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合電子計算機処理の管理運営に関する規程

第4編 人事

第1章 定数・任用

- 福岡県介護保険広域連合職員定数条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の定年等に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の再任用に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の任免に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員取扱規程

第2章 分限・懲戒

- 福岡県介護保険広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例

第3章 服務・勤務条件等

- 福岡県介護保険広域連合職員の服務の宣誓に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員服務規程
- 福岡県介護保険広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する規則
- 福岡県介護保険広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則
- 福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員の被服の貸与に関する規程
- 福岡県介護保険広域連合職員身元保証規程
- 福岡県介護保険広域連合職員の勤務成績の評定に関する規程

第4章 職員・厚生

- 福岡県介護保険広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- 職員団体の登録に関する条例
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

第5編 給与

第1章 報酬・費用弁償

- 福岡県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 福岡県介護保険広域連合介護保険嘱託員の報酬及び手当に関する条例

第2章 紹介

- 福岡県介護保険広域連合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例
福岡県介護保険広域連合職員の給与の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の管理職手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の扶養手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の住居手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の通勤手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の単身赴任手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合等に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の休日勤務手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
福岡県介護保険広域連合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

第3章 旅費

- 福岡県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例
福岡県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

第6編 財務

- 福岡県介護保険広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
福岡県介護保険広域連合「財政事情」の作成及び公表に関する条例
福岡県介護保険広域連合財産の管理に関する規則
福岡県介護保険広域連合予算規則
福岡県介護保険広域連合会計規則
福岡県介護保険広域連合契約規則
福岡県介護保険広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
福岡県介護保険広域連合介護給付費準備基金条例
福岡県介護保険広域連合が発注する物品の製造の請負及び買入れ、その他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
福岡県介護保険広域連合競争入札参加者選定委員会規程

第7編 民生

- 福岡県介護保険広域連合介護保険条例
福岡県介護保険広域連合介護保険条例施行規則
福岡県介護保険広域連合介護保険料減免等取扱規則
福岡県介護保険広域連合介護保険訪問通所サービス区分支給限度基準額の短期入所サービス利用限度日数への振替に係る特例措置実施要綱
福岡県介護保険広域連合介護保険サービス利用資金貸付事業要綱
福岡県介護保険広域連合介護保険利用者負担額減額免除取扱規程
福岡県介護保険広域連合介護保険利用者負担金の社会福祉法人による減額措置に対する助成事業補助金交付要綱
福岡県介護保険広域連合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則
福岡県介護保険広域連合居宅介護支援事業者業務支援事業実施要綱
福岡県介護保険広域連合家族介護慰労事業実施要綱
福岡県介護保険広域連合介護保険保険給付の制限に関する要綱
福岡県介護保険広域連合介護相談員設置要綱
福岡県介護保険広域連合住宅改修費及び福祉用具購入費受領委任払実施要綱

広域連合組織体制の比較

		内容	福岡県 介護保険	空知中部 (国保)
		60市町村	6市町	
		被保険者数 23万人	被保険者数 1万5千人	
事務局長(助役)			1	1
総務	総務係	議会、広報、全般管理	13	2
	企画係	事業計画策定、保健事業の企画		
	財政係	財政計画策定、基金への拠出・交付・貸付		
	監査係	監査		
出納室				
事業	資格管理	被保険者証の発行	23	11
		資格取得、喪失の届出受付		
		被保険者証の再発行		
		資格証明書・短期被保険者証の交付		
	保険料の賦課	保険料率決定(軽減を含む)		
		保険料の賦課決定		
		保険料の徴収猶予		
		保険料の減免		
	保険料の徴収	保険料の納入通知		
		保険料の収納		
		督促(督促状の送付)		
		納付相談		
	保険給付	催告		
		滞納処分		
		現物給付の審査、支払		
		償還払いの審査、支払		
全 体			37	14

※1 介護保険の広域連合は、要介護認定にかかる人数を除いたもの。

※2 数字は正規職員の数。(平成17年4月1日現在)

※3 網掛けは後期高齢者医療制度において市町村が処理するとされている事務

※4 空知中部広域連合の総務部門の事務の一部は事業部門で処理している。